

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

令和6年7月16日

-第73号-

## SMSやメールでの“フィッシング詐欺”の相談が依然高水準!

## 相談事例

自分が利用している銀行からスマートフォンにメールが届いた。利用制限を告げる内容やリンク先のURLが記載されていたのでURLをクリックし、画面の案内に従って契約者番号、パスワードを入力した。その後、同じ銀行のATMから出金しようとしたら残高が0円になっていて驚いた。銀行からのメールだと思っていたがフィッシングメールだったようだ。



## アドバイス

- ・会社や公的機関などからのSMSやメールに記載されているURLやアプリには直接アクセスせず、正規のURLや正規のアプリを調べてからアクセスしましょう。
  - ・フィッシングサイトにアクセスしたと気づいたら、ID、パスワード、クレジットカード番号は絶対に入力せず、サイト上のアプリもダウンロードしないでください。
  - ・フィッシングサイトに情報を入力してしまったら、同じID、パスワードを使っているサービスを含めてすぐにID、パスワードを変更しましょう。
- また、クレジットカード会社や金融機関にも連絡してください。
- ・困ったときは、お近くの消費生活センター等に相談しましょう。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

# 山口県内の高校生・大学生・専門学生等のみなさん

若者の消費者被害防止のために活動してみませんか？

令和6年度

## 学生消費者リーダー 募集中！

お知らせ

山口県消費生活センターでは、職員と一緒に若者の消費者被害防止のために活動する「学生消費者リーダー」（ボランティア）を募集しています。

### 活動内容の例

- ・ 啓発イベント、出前講座に参加
- ・ 啓発ラジオ番組への出演
- ・ 啓発グッズ、動画等の制作協力



学生消費者リーダーと共同で作成したチラシ（左）、マグネット（右）

### 学生消費者リーダーの声

- ・ 他大学の学生や県職員の方と交流できるのが魅力的
- ・ 自分たちのアイデアが、県の啓発資材としてカタチとなったときは、すごく達成感があった。
- ・ リーダーとして活動した経験は、就活の際の自己PRにも役立った。

Q どうやったら学生消費者リーダーになれるの？

Q 申込はどうやればいいの？

詳しくは、ホームページをご覧ください！

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/manaberu-site-top/14755.html>



188（いやや）マン



### 消費者ホットライン「188」御案内の流れ

郵便番号が分かる

1 →  
を押す

○郵便番号（7桁）入力

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の  
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど